

広島市南区選挙管理委員会告示第6号
令和8年1月27日

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙における投票所の開閉時刻を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項ただし書の規定により、次のとおりそれぞれ繰り上げます。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 中田憲悟

1 投票所の開閉時刻を繰り上げる投票区

投票区名	投票所施設名	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
似島	似島集会所	午前6時00分	午後6時00分

2 投票所を閉じる時刻を繰り上げる投票区

投票区名	投票所施設名	投票所を閉じる時刻
金輪	金輪島集会所	午後6時00分